

# 「三世代同居対応住宅」について

## 対象住宅に

調理室、浴室、便所又は玄関の内いずれか2つ以上を複数箇所設置する

共通	複数箇所：原則として、隣接し、動線が重なるものは1箇所と判断する
調理室	部屋でなくても良い ①洗面器は、シンクとは判断しない ②コンロ等がおける平らな面がある事 ③換気設備は、建築基準法で定める換気量がある事
浴室	シャワーユニット、3点ユニットでもよい
便所	トイレブースが2箇所ある事、3点ユニットでもよい
玄関	玄関ホールがある事 同一の土間(又はホール)を使うものは原則として不可 ただし、動線が明らかに重ならないものは可 隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可